令和元年10月1日付け、手数料及び使用料等改訂内容一覧（改定する部分のみ抜粋して掲載しています。）

No.	関係施設、事業等	現行の金額	改訂後の金額	関係課等	条例等名
1	その他の事務	公簿、公文書及び図面の閲覧手数料　（略） 公簿、公文書及び図面の証明手数料　（略） 公簿、公文書及び図面の写しの交付手数料　（略） ロール紙幅44cm　1メートル当たり　100円 ロール紙幅66cm　1メートル当たり　150円 ロール紙幅80cm　1メートル当たり　200円 ロール紙幅88cm　1メートル当たり　250円 カラーコピー　B5判又はA4判　1枚につき50円 カラーコピー　B4判又はA3判　1枚につき80円	公簿及び図面の閲覧手数料　（略） 公簿及び図面の証明手数料　（略） 公簿及び図面の写しの交付手数料　（略） ロール紙幅718mm未満　1メートル当たり　280円 ロール紙幅718mm以上　1メートル当たり　340円 印刷機（輪転機）　※10円未満切捨て 50枚以下　1面1枚につき3円 51枚から200枚まで　1面1枚につき2円 201枚以上　1面1枚につき1円 ※用紙代は実費相当額	総務課、 各支所	山都町手数料条例
2	花上多目的集会場	単位　全館　和室のみ　ホールのみ 1時間　216円　108円　108円 1日　2,160円　1,080円　1,080円	単位　全館　和室のみ　ホールのみ 1時間　220円　110円　110円 1日　2,200円　1,100円　1,100円	蘇陽支所、 総務課	山都町花上多目的集会場条例
3	山都町中央公民館	1時間当たり　大研修室　610円	1時間当たり　大研修室　620円	生涯学習課	山都町公民館条例
	馬見原公民館	1時間当たり 大ホール　1,080円 全館使用　3,780円、冷暖房費（1時間当たり）　1,610円	1時間当たり 大ホール　1,100円 全館使用　3,850円、冷暖房費（1時間当たり）　1,630円		
4	山都町立図書館	ホールの利用、1時間当たり 入場料等に類する料金が1,000円以下のもの　820円 入場料等に類する料金が1,000円を超えるもの　1,230円	ホールの利用、1時間当たり 入場料等に類する料金が1,000円以下のもの　830円 入場料等に類する料金が1,000円を超えるもの　1,250円	生涯学習課	山都町立図書館条例

令和元年10月1日付け、手数料及び使用料等改訂内容一覧（改定する部分のみ抜粋して掲載しています。）

No.	関係施設、事業等	現行の金額	改訂後の金額	関係課等	条例等名
5	中央体育館、 中島体育館、 浜町体育館、 下矢部西部体育館、 下矢部東部体育館、 中島南部体育館、 中島東部体育館、 中島西部体育館、 白糸第一体育館、 白糸第二体育館、 白糸第三体育館、 下名連石体育館、 御所体育館	1時間当たり (1)体育活動を目的として利用する場合（中央体育館、中島体育館） 全館利用するときの電気料　810円 (2)体育活動以外を目的として利用する場合 ア 入場料等に類するものを徴収しない催し物　電気料　810円 営利・宣伝を目的としない催し物　720円 営利・宣伝を目的とする催し物　1,130円 イ 入場料等に類するものを徴収する催し物　電気料　810円 営利・宣伝を目的としない催し物　2,160円 営利・宣伝を目的とする催し物　3,390円	1時間当たり (1)体育活動を目的として利用する場合（中央体育館、中島体育館） 全館利用するときの電気料　820円 (2)体育活動以外を目的として利用する場合 ア 入場料等に類するものを徴収しない催し物　電気料　820円 営利・宣伝を目的としない催し物　730円 営利・宣伝を目的とする催し物　1,150円 イ 入場料等に類するものを徴収する催し物　電気料　820円 営利・宣伝を目的としない催し物　2,200円 営利・宣伝を目的とする催し物　3,450円	生涯学習課	山都町営体育館条例
	清和体育館、 朝日西部体育館、 木原谷体育館、 小峰体育館、 朝日体育館	1時間当たり ・入場料等に類するものを徴収しない場合 営利・宣伝を目的とする催し物 清和体育館　全面　1,290円、半面　640円 朝日西部体育館、木原谷体育館、小峰体育館、朝日体育館 全面　640円 ・入場料等に類するものを徴収する場合 営利・宣伝を目的としない催し物 清和体育館　全面　860円 営利・宣伝を目的とする催し物 清和体育館 全面　2,590円、半面　1,290円、2階フロア　670円、舞台　670円 朝日西部体育館、木原谷体育館、小峰体育館、朝日体育館 全面　1,290円	1時間当たり ・入場料等に類するものを徴収しない場合 営利・宣伝を目的とする催し物 清和体育館　全面　1,310円、半面　650円 朝日西部体育館、木原谷体育館、小峰体育館、朝日体育館 全面　650円 ・入場料等に類するものを徴収する場合 営利・宣伝を目的としない催し物 清和体育館　全面　870円 営利・宣伝を目的とする催し物 清和体育館 全面　2,630円、半面　1,310円、2階フロア　680円、舞台　680円 朝日西部体育館、木原谷体育館、小峰体育館、朝日体育館 全面　1,310円		
	蘇陽林業者等健康増進施設、 馬見原体育館、 長崎体育館、 上差尾体育館、 二瀬本体育館、 橘体育館、 長谷体育館、 東竹原体育館	1時間当たり ・入場料等に類するものを徴収しない場合 営利・宣伝を目的とする催し物 蘇陽林業者等健康増進施設　全面　980円 馬見原体育館　全面　640円 ・入場料等に類するものを徴収する場合 営利・宣伝を目的としない催し物 蘇陽林業者等健康増進施設　全面　650円 営利・宣伝を目的とする催し物 蘇陽林業者等健康増進施設　全面　1,970円 馬見原体育館　全面　1,290円 これ以外の体育館　全面　980円	1時間当たり ・入場料等に類するものを徴収しない場合 営利・宣伝を目的とする催し物 蘇陽林業者等健康増進施設　全面　990円 馬見原体育館　全面　650円 ・入場料等に類するものを徴収する場合 営利・宣伝を目的としない催し物 蘇陽林業者等健康増進施設　全面　660円 営利・宣伝を目的とする催し物 蘇陽林業者等健康増進施設　全面　2,000円 馬見原体育館　全面　1,310円 これ以外の体育館　全面　990円		
6	中央グラウンド、 御岳グラウンド、 御岳第2グラウンド、 名連川グラウンド	・5時から12時まで 第1グラウンド　全面　1,080円 ・12時から19時まで 第1グラウンド　全面　2,160円 ・電気料（1時間まで） 野球、ソフトボール、サッカー、その他の球技、第1グラウンド　810円	・5時から12時まで 第1グラウンド　全面　1,100円 ・12時から19時まで 第1グラウンド　全面　2,200円 ・電気料（1時間まで） 野球、ソフトボール、サッカー、その他の球技、第1グラウンド　820円	生涯学習課	山都町営グラウンド条例
	清和グラウンド、 馬見原グラウンド、 下矢部西部グラウンド	1時間当たり使用料（夜間照明のみ）　全面　860円	1時間当たり使用料（夜間照明のみ）　全面　870円		

令和元年10月1日付け、手数料及び使用料等改訂内容一覧（改定する部分のみ抜粋して掲載しています。）

No.	関係施設、事業等	現行の金額	改訂後の金額	関係課等	条例等名
7	町営第一弓道場、 町営第二弓道場	1箇月の使用料 学生　生徒　540円、一般　640円	1箇月の使用料 学生　生徒　550円、一般　650円	生涯学習課	山都町営弓道場条例
8	矢部小学校体育館、 矢部中学校体育館、 矢部中学校グラウンド、 中島小学校グラウンド、 矢部小学校グラウンド、 蘇陽中学校グラウンド	1時間当たり電気料 矢部小学校体育館、矢部中学校体育館　全館　640円 矢部中学校グラウンド、中島小学校グラウンド、矢部小学校グラウンド 全面　810円 蘇陽中学校グラウンド　全面　860円	1時間当たり電気料 矢部小学校体育館、矢部中学校体育館　全館　650円 矢部中学校グラウンド、中島小学校グラウンド、矢部小学校グラウンド 全面　820円 蘇陽中学校グラウンド　全面　870円	生涯学習課	山都町立体育施設の開放に関する条例
9	菅尾コミュニティセンター	1時間当たり使用料 全室　1,080円	1時間当たり使用料 全室　1,100円	生涯学習課	山都町コミュニティセンター条例
	二瀬本コミュニティセンター	1時間当たり使用料（及び暖房費） 大和室　1,080円 調理・実習室　540円 全室利用　1,720円	1時間当たり使用料（及び暖房費） 大和室　1,100円 調理・実習室　550円 全室利用　1,750円		
10	山都町 地域福祉センター （蘇陽支所内）	使用料 会議室（1時間当たり）　324円 作業訓練室、教育会後研修室、多目的研修室、共通部分 （1時間当たり）　540円 入浴料（1回（1人当たり））　216円	使用料 会議室（1時間当たり）　330円 作業訓練室、教育会後研修室、多目的研修室、共通部分 （1時間当たり）　550円 入浴料（1回（1人当たり））　220円	蘇陽支所、健康ほけん課、福祉課	山都町地域福祉センター条例
11	山都町 大久保高齢者共同住宅	階層区分による入居料（月額） B　4,320円、C　7,560円、D　10,800円、E　14,040円、F　17,280円、 G　20,520円、H　23,760円、I　27,000円、J　32,400円	階層区分による入居料（月額） B　4,400円、C　7,700円、D　11,000円、E　14,300円、F　17,600円、 G　20,900円、H　24,200円、I　27,500円、J　33,000円	福祉課	山都町高齢者共同住宅条例
12	柏老人福祉センター、 菅尾老人福祉センター	町内に住所を有しない者に係る利用料　320円	町内に住所を有しない者に係る利用料　330円	福祉課	山都町老人福祉センター条例
		階層区分による入居料（月額） B　4,320円、C　7,560円、D　10,800円、E　14,040円、F　17,280円、 G　20,520円、H　23,760円、I　27,000円、J　32,400円	階層区分による入居料（月額） B　4,400円、C　7,700円、D　11,000円、E　14,300円、F　17,600円、 G　20,900円、H　24,200円、I　27,500円、J　33,000円		
13	生活支援ハウス　清楽苑	居住部門事業における1箇月当たりの利用料 居住設備使用料　1人部屋　3,240円、2人部屋　5,400円	居住部門事業における1箇月当たりの利用料 居住設備使用料　1人部屋　3,300円、2人部屋　5,500円	福祉課	山都町生活支援ハウス条例
		階層区分による入居料（月額） B　4,320円、C　7,560円、D　10,800円、E　14,040円、F　17,280円、 G　20,520円、H　23,760円、I　27,000円、J　32,400円、K　37,800円、 L　43,200円、M　48,600円、N　54,000円	階層区分による入居料（月額） B　4,400円、C　7,700円、D　11,000円、E　14,300円、F　17,600円、 G　20,900円、H　24,200円、I　27,500円、J　33,000円、K　38,500円、 L　44,000円、M　49,500円、N　55,000円		
14	井無田高齢者憩いの家、 小峰高齢者憩いの家、 大平高齢者憩いの家、 東竹原憩いの家、 馬見原憩いの家	利用料 3時間以内　1,080円 3時間以上5時間未満　2,160円 5時間以上8時間未満　2,700円 午後6時から午後10時まで（夜間利用）　3,240円	利用料 3時間以内　1,100円 3時間以上5時間未満　2,200円 5時間以上8時間未満　2,750円 午後6時から午後10時まで（夜間利用）　3,300円	福祉課	山都町高齢者憩いの家条例
15	介護予防拠点施設　あおぞら	1時間当たり居室使用料金 多目的ホール　430円（冷暖房使用時　640円） 会議室（和室）　320円（冷暖房使用時　540円）	1時間当たり居室使用料金 多目的ホール　440円（冷暖房使用時　660円） 会議室（和室）　330円（冷暖房使用時　550円）	福祉課	山都町介護予防拠点施設条例
	長谷地区交流館、 上差尾地区交流館、 長崎地区交流館、 橘地区交流館	1時間当たり使用料 大広間　1,080円、会議室　100円、調理実習室　540円	1時間当たり使用料 大広間　1,100円、会議室　110円、調理実習室　550円		

令和元年10月1日付け、手数料及び使用料等改訂内容一覧（改定する部分のみ抜粋して掲載しています。）

No.	関係施設、事業等	現行の金額	改訂後の金額	関係課等	条例等名
16	人権センター	大室 夏季　午前　200円、午後　200円、夜間　280円、終日　520円 冬季　午前　260円、午後　260円、夜間　350円、終日　780円 小室 夏季　午前　150円、午後　150円、夜間　220円、終日　420円 冬季　午前　210円、午後　210円、夜間　280円、終日　620円	大室 夏季　午前　204円、午後　204円、夜間　286円、終日　530円 冬季　午前　265円、午後　265円、夜間　356円、終日　795円 小室 夏季　午前　152円、午後　152円、夜間　224円、終日　427円 冬季　午前　214円、午後　214円、夜間　286円、終日　632円	人権センター、 福祉課	山都町人権センター条例
17	千寿苑 保健センター	1時間当たり使用料（冷暖房を使用する場合の使用料） 相談室　257円（627円） 会議・視聴覚室　257円（627円）、器具利用1台につき　617円 研修室　257円（627円） 生活指導室　308円（678円） 栄養指導室　410円（1,028円）	1時間当たり使用料（冷暖房を使用する場合の使用料） 相談室　260円（640円） 会議・視聴覚室　260円（640円）、器具利用1台につき　630円 研修室　260円（640円） 生活指導室　310円（690円） 栄養指導室　420円（1,050円）	健康ほけん課	山都町保健福祉センター条例
	千寿苑 福祉センター	1時間当たり使用料（冷暖房を使用する場合の使用料） 他目的ホール　617円（1,234円） 教養・娯楽室　308円（678円） ボランティア室・研修室　410円（1,028円） 相談室　257円（627円）	1時間当たり使用料（冷暖房を使用する場合の使用料） 他目的ホール　630円（1,260円） 教養・娯楽室　310円（690円） ボランティア室・研修室　420円（1,050円） 相談室　260円（640円）		
	清和保健センター	1時間当たり使用料（冷暖房を使用する場合の使用料） 相談室　257円（627円） 会議室・機能訓練室　410円（1,028円） 栄養指導実習室　410円（1,028円）	1時間当たり使用料（冷暖房を使用する場合の使用料） 相談室　260円（640円） 会議室・機能訓練室　420円（1,050円） 栄養指導実習室　420円（1,050円）		
	蘇陽保健センター （蘇陽支所内）	1時間当たり使用料 会議室　648円（半室　324円） 運動訓練室、調理実習室、生活栄養指導室、共通部分　540円	1時間当たり使用料 会議室　660円（半室　330円） 運動訓練室、調理実習室、生活栄養指導室、共通部分　550円		
18	千滝クリーンハウス	処理手数料 し尿　1リットルにつき　10.8円	処理手数料 し尿　1リットルにつき　11.0円	環境水道課	山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条
19	山都町 二瀬本ふれあい館	使用料 農産加工室　1日当たり　324円 多目的機能室　1日当たり　216円 洗濯室　1行程当たり　756円 LPガス　1立方メートル当たり　432円 （注）2　灯油については実費とする。	使用料 農産加工室 味噌づくり　1日当たり　1,210円 味噌づくり以外　1日当たり　550円 ボイラー　1日当たり　1,000円 洗濯室 洗濯機　1回当たり　770円 乾燥機　1回当たり　55円 LPガス　0.1立方メートル当たり　75円 （注）	蘇陽支所、 農林振興課	山都町二瀬本ふれあい館条例
20	山都町 蘇陽営農センター	1時間当たり使用料 大研修室　4,320円、和室研修室　432円、 土地利用調整室　648円、パソコン学習室　540円	1時間当たり使用料 大研修室　4,400円、和室研修室　440円、 土地利用調整室　660円、パソコン学習室　550円	蘇陽支所、 農林振興課	山都町蘇陽営農センター条例
		附属設備の使用料　5,400円	附属設備の使用料　5,500円		山都町営農センター条例施行規則
21	山都町 二瀬本研修センター	利用人員毎の使用料 50人まで　8:00～17:00　1,296円、17:00～　1,620円 51人から100人まで　8:00～17:00　2,160円、17:00～　2,700円 101人から150人まで　8:00～17:00　2,700円、17:00～　3,240円 151人以上　8:00～17:00　3,240円、17:00～　3,780円	利用人員毎の使用料 50人まで　8:00～17:00　1,320円、17:00～　1,650円 51人から100人まで　8:00～17:00　2,200円、17:00～　2,750円 101人から150人まで　8:00～17:00　2,750円、17:00～　3,300円 151人以上　8:00～17:00　3,300円、17:00～　3,850円	蘇陽支所、 農林振興課	山都町二瀬本研修センター
22	山都町 清和研修センター （清和支所　隣）	1時間当たり使用料（冷暖房使用料） 大会議室、OA研修室　1,296円（648円） 中会議室、研修相談室、和室　648円（324円）	1時間当たり使用料（冷暖房使用料） 大会議室、OA研修室　1,320円（660円） 中会議室、研修相談室、和室　660円（330円）	清和支所	山都町清和研修センター条例

令和元年10月1日付け、手数料及び使用料等改訂内容一覧（改定する部分のみ抜粋して掲載しています。）

No.	関係施設、事業等	現行の金額	改訂後の金額	関係課等	条例等名
23	山村基幹集落センター （清和体育館　横）	1時間当たり使用料（冷暖房使用料） 研修室（大）　全室　1,080円（540円） 研修室（大）　半室、研修室（中）、研修室（小）、和室、生活改善室　540円	1時間当たり使用料（冷暖房使用料） 研修室（大）　全室　1,100円（550円） 研修室（大）　半室、研修室（中）、研修室（小）、和室、生活改善室　550円	生涯学習課	山都町清和山村基幹集落センター
24	山都町　黒峰牧場 （旧清和村）	肉用繁殖牛に係る1頭1シーズンの使用料　5,400円	肉用繁殖牛に係る1頭1シーズンの使用料　5,500円	清和支所、農林振興課	山都町黒峰牧場条例
25	水道事業	用途及び量水器口径の区分による、1箇月の基本料金及び従量料金 一般用） 13ミリメートル　1,080円　151円 20ミリメートル　1,198円　151円 25ミリメートル　1,220円　151円 30ミリメートル　1,317円　151円 40ミリメートル　1,468円　151円 50ミリメートル　3,585円　151円 75ミリメートル　4,428円　151円 営業用） 20ミリメートル　1,198円　7m3を超え200m3まで1m3につき　97.2円 25ミリメートル　1,220円　200m3を超える1m3につき　151円 一時用） 1m3につき　302円 消火栓（演習用） 10分（約10m3）　1,080円	用途及び量水器口径の区分による、1箇月の基本料金及び従量料金 一般用） 13ミリメートル　1,100円　154円 20ミリメートル　1,221円　154円 25ミリメートル　1,243円　154円 30ミリメートル　1,342円　154円 40ミリメートル　1,496円　154円 50ミリメートル　3,652円　154円 75ミリメートル　4,510円　154円 営業用） 20ミリメートル　1,221円　7m3を超え200m3まで1m3につき　99円 25ミリメートル　1,243円　200m3を超える1m3につき　154円 一時用） 1m3につき　308円 消火栓（演習用） 10分（約10m3）　1,100円	環境水道課	山都町水道事業給水条例
		メーター口径の区分による加入金額 13ミリメートル　32,400円 20ミリメートル　43,200円 25ミリメートル　86,400円 30ミリメートル　140,400円 40ミリメートル　270,000円 50ミリメートル　486,000円 75ミリメートル　1,404,000円	メーター口径の区分による加入金額 13ミリメートル　33,000円 20ミリメートル　44,000円 25ミリメートル　88,000円 30ミリメートル　143,000円 40ミリメートル　275,000円 50ミリメートル　495,000円 75ミリメートル　1,430,000円		
26	簡易水道事業 簡易水道地区名 中部地区、 尾野尻地区、 高月地区、 小峰地区、 朝日地区、 馬見原地区、 菅尾地区、 柏地区、 柏第二地区、 東竹原地区、 西部地区、 今村地区、 山都中央地区、 矢部長谷地区、 矢部地区、 白糸地区、 蘇陽長谷地区	用途及び量水器口径の区分による、1箇月の基本料金及び従量料金 一般用） 13ミリメートル　1,080円　151円 20ミリメートル　1,198円　151円 25ミリメートル　1,220円　151円 30ミリメートル　1,317円　151円 40ミリメートル　1,468円　151円 50ミリメートル　3,585円　151円 75ミリメートル　4,428円　151円 公共用） 540円　151円 一時用） 1m3につき　302円 消火栓（演習用） 10分（約10m3）　1,080円	用途及び量水器口径の区分による、1箇月の基本料金及び従量料金 一般用） 13ミリメートル　1,100円　154円 20ミリメートル　1,221円　154円 25ミリメートル　1,243円　154円 30ミリメートル　1,342円　154円 40ミリメートル　1,496円　154円 50ミリメートル　3,652円　154円 75ミリメートル　4,510円　154円 公共用） 550円　154円 一時用） 1m3につき　308円 消火栓（演習用） 10分（約10m3）　1,100円	環境水道課	山都町簡易水道等事業給水条例
		メーター口径の区分による加入金額 13ミリメートル　32,400円 20ミリメートル　43,200円 25ミリメートル　86,400円 30ミリメートル　140,400円 40ミリメートル　270,000円 50ミリメートル　486,000円 75ミリメートル　1,404,000円	メーター口径の区分による加入金額 13ミリメートル　33,000円 20ミリメートル　44,000円 25ミリメートル　88,000円 30ミリメートル　143,000円 40ミリメートル　275,000円 50ミリメートル　495,000円 75ミリメートル　1,430,000円		

令和元年10月1日付け、手数料及び使用料等改訂内容一覧（改定する部分のみ抜粋して掲載しています。）

No.	関係施設、事業等	現行の金額	改訂後の金額	関係課等	条例等名
27	高齢者短期宿泊事業、 外出支援サービス事業、 緊急通報体制整備事業	緊急通報体制整備事業手数料（月額） 市町村民税課税世帯　500円 市町村民税非課税世帯　250円	緊急通報体制整備事業手数料（月額） 市町村民税課税世帯　550円 市町村民税非課税世帯　275円	福祉課	山都町福祉サービス手数料条例
28	山都町 観光文化交流館 「やまと文化の森」	区分及び利用時間による1時間当たり使用料 交流室　9:00～17:00　2,700円、17:00～22:00　2,700円 多目的ステージ（屋外広場含む） 9:00～17:00　1,350円、17:00～22:00　1,620円	区分及び利用時間による1時間当たり使用料 交流室　9:00～17:00　2,750円、17:00～22:00　2,750円 多目的ステージ（屋外広場含む） 9:00～17:00　1,375円、17:00～22:00　1,650円	山の都創造課	山都町文化交流拠点施設設置条例
29	村有林野 （旧清和村）	1か年当たり使用料 (1)自家用秣萱の採取10アールにつき　100円 (2)放牧場、繁場10アールにつき　100円 (3)農耕地として使用する場合10アールにつき　1,000円 (4)果樹園等として使用する場合10アールにつき　1,000円	1か年当たり使用料 (1)自家用秣萱の採取10アールにつき　110円 (2)放牧場、繁場10アールにつき　110円 (3)農耕地として使用する場合10アールにつき　1,100円 (4)果樹園等として使用する場合10アールにつき　1,100円	清和支所、 農林振興課	清和村村有林野使用料徴収条例
		1か年当たり使用料 (1)農林業施設敷地の場合10アール当たり　1,200円 (2)体育施設敷地及び運動広場の場合　1,000円	1か年当たり使用料 (1)農林業施設敷地の場合10アール当たり　1,320円 (2)体育施設敷地及び運動広場の場合　1,100円		清和村村有林野使用料徴収規則